

個人情報保護制度

近年の情報化社会の進展により、情報の大量かつ迅速な処理が可能となり、社会生活に多くの利便をもたらすこととなりましたが、その一方で、知らないところで個人情報が処理されているのではという住民の不安や個人情報の漏えいといった問題も、度々、指摘されるようになってきました。

このような中、令和3年5月、「個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）」が改正され、地方公共団体に関する規定については、令和5年4月1日から施行されました。

改正後の法は、地方公共団体の個人情報保護制度についても法において全国的な共通ルールを規定することとした一方、地方公共団体においては、条例で、開示請求等に係る手数料について定めるほか、必要最小限の独自の保護措置を定めることができることとされました。

このことから、道においても法の適用を受けることとなるため、これまでの「北海道個人情報保護条例」を廃止するとともに、法の施行のための条例を制定し、必要な規定を定めました。

職員一人一人がこの制度の趣旨や内容を十分に理解し、個人情報の適正な取扱いに努める必要があります。

1 道が保有する個人情報の保護

（１）個人情報の定義

個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は個人識別符号が含まれるものをいいます。

個人情報の例

個人の氏名、住所、年齢などのほか、内心に関するもの（思想、信条等）、身体に関するもの（障害、病歴等）、財産に関するもの（所得額、預金額等）、経歴に関するもの（学歴、資格等）、家族に関するもの（婚姻歴、家族状況等）、身体的特徴をデータ化したものの（DNA、顔、虹彩、声紋、指紋など）、公的な番号（旅券番号、基礎年金番号、マイナンバー）など。

※波線は「個人識別符号」

（２）実施機関

制度を実施する機関は、次のとおりです。

知事 教育委員会 公安委員会 選挙管理委員会 監査委員 人事委員会 労働委員会
収用委員会 連合海区漁業調整委員会 海区漁業調整委員会 内水面漁場管理委員会
公営企業管理者 病院事業管理者 警察本部長 道が設立した地方独立行政法人

（３）具体的な保護措置

ア 個人情報ファイル簿の作成・公表

個人情報ファイル（記録される本人の数が1,000人以上である等、一定の要件を満たすデータファイル）の“あらまし”を記載した個人情報ファイル簿を作成・公表します。

イ 個人情報取扱事務の登録

個人情報を取り扱う事務を登録し、登録した個人情報取扱事務登録簿を個人情報窓口に着

え置き、一般の閲覧に供します。

ウ 個人情報の利用及び提供の制限

原則として、個人情報を取り扱う事務の目的以外に、個人情報を利用又は提供することはできません。

エ 個人情報の適正な管理

個人情報の漏えい、滅失等を防止するため、その適正な管理のために必要な措置を講じなければなりません。（P. 112～114「個人情報を含む文書の取扱い」に留意すること。）

オ 職員等の義務

職員、職員であった者等は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはいけません。

（４）自己に関する個人情報の開示請求

何人も、実施機関に対し、その保有する公文書に記載されている自己に関する個人情報について開示を請求することができます。

ア 開示請求できる人

個人情報の本人（死者に関する情報を自己に関する個人情報として開示請求できる者を含む。）又はその法定代理人若しくは任意代理人です。

イ 請求の方法

請求書を所定の個人情報窓口へ提出、郵送又は電子申請により行います。その際、請求しようとする人が個人情報の本人又はその法定代理人等であること及び請求できる資格を有する者であることを確認することになります。

なお、試験の結果など一定の個人情報については、開示請求者の利便を図るために、開示請求を経ずに情報提供ができることとしています。

ウ 開示の窓口

個人情報の開示請求は、次の窓口で受け付けます。

（ア）行政情報センター（総務部行政局文書課）

知事及び一部の他実施機関が保有する個人情報について開示請求を受け付けます。

（イ）行政情報コーナー（各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）（以下「総合振興局等」という。））

当該総合振興局等、一部の他実施機関及び本庁が保有する個人情報について開示請求を受け付けます。

（ウ）情報コーナー（各出先機関）

当該出先機関が保有する個人情報について開示請求を受け付けます。

（５）個人情報の開示義務

実施機関は、個人情報の開示請求があったときは、次の情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求に関わる個人情報を開示しなければならない義務があります。

ア 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

イ 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの

ウ 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報

エ 行政機関の長又は地方公共団体の機関が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報

オ 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

カ 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報

(6) 開示・不開示の決定

個人情報の開示請求があったときは、開示請求があった日から 14 日以内に開示決定等をし、速やかに文書で通知します。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由により、この期間内に決定ができないときは、その期間を 14 日を限度として延長することができます。

また、開示請求に係る個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から 28 日以内にその全てについて開示決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定をすれば足りるものとします。

(7) 個人情報の存否を明らかにしない決定

開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、個人の権利利益が害されると認められる場合等は、開示請求のあった日から 14 日以内に、不開示の決定を行います。

(8) 個人情報の不存在の通知

開示請求に係る個人情報が存在しないときは、開示請求のあった日から 14 日以内に、不開示の決定をします。

(9) 自己に関する個人情報の訂正の請求

何人も、自己を本人とする個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該個人情報を保有する実施機関に対し、その訂正を請求することができます。

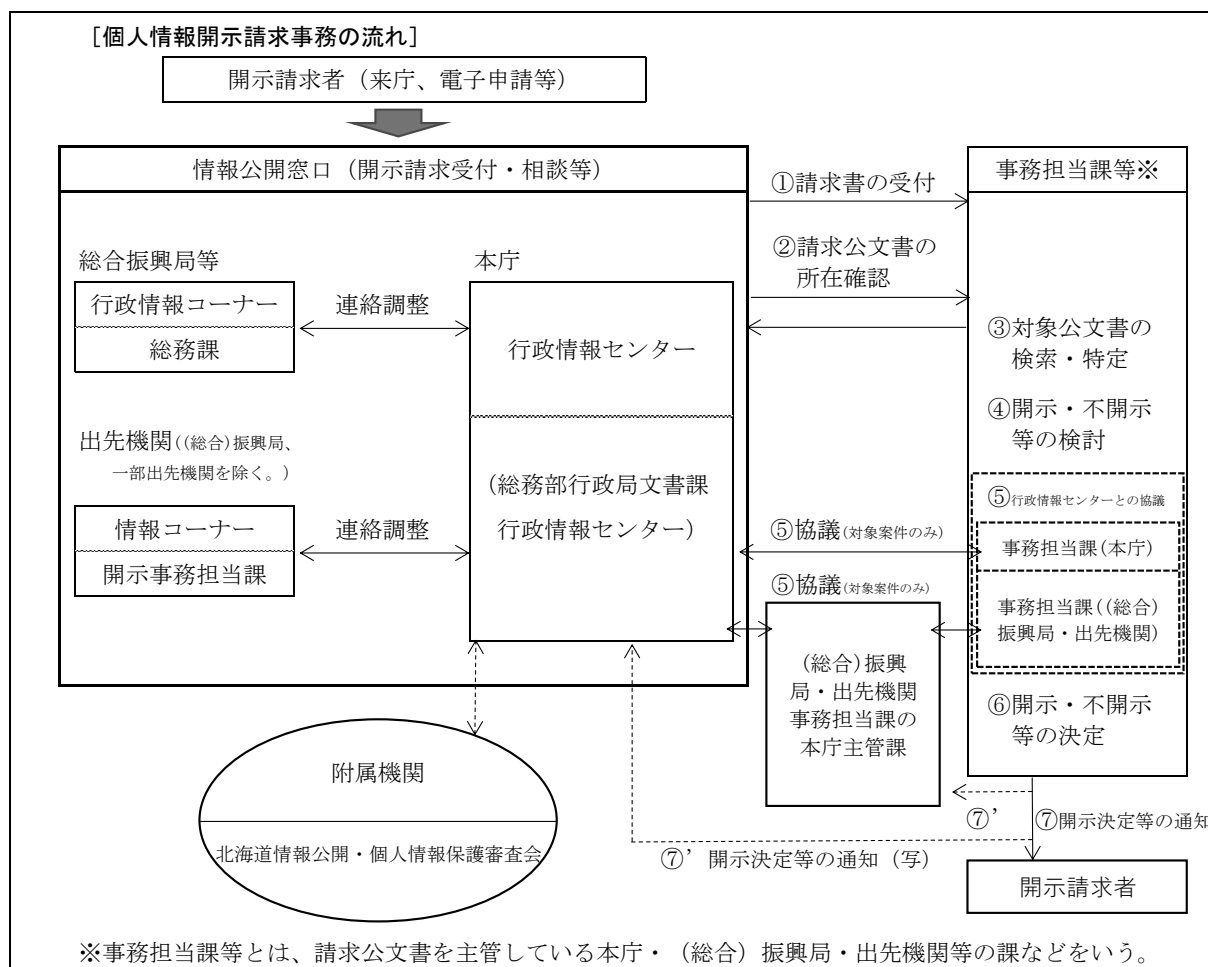
(10) 自己に関する個人情報の利用停止の請求

何人も、自己を本人とする個人情報が、法に違反して取得、利用又は提供されていると思料するときは、当該個人情報を保有する実施機関に対し、その利用停止を請求することができます。

(11) 決定に対する審査請求

開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に不服があるときは、審査請求をすることができます。

この場合、実施機関は、学識経験者で構成する「北海道情報公開・個人情報保護審査会」に諮問し、その答申を尊重して審査請求に対する決定又は裁決をします。



2 罰 則

実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を担保するとともに、公正で民主的な道政の推進に資するため、地方公務員法の守秘義務違反等に対する罰則に加え、法でも各義務に違反した場合に、職員、受託業務従事者、指定管理者が行う公の施設の管理に係る業務に従事している者等に対して、罰則が科されます。

また、偽りその他不正の手段により開示を受けた者に対しても、秩序罰として過料が科されます。

北海道情報公開条例及び個人情報の保護に関する法律施行条例の運用解釈、規則、要綱及び要領等は、ネットワークドライブ内（全庁共有（X））にありますので、今後の執務の参考として御参照ください。